



1 . P C B 廃棄物処理関係法令公布

我が国では、PCBを含む高圧トランス、コンデンサ等の使用が中止され保管されていたが、それが30年にも及び、PCBを含む機器等の紛失も発生するようになった。そのため、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法案(PCB廃棄物処理法)」と「環境事業団法の改正案」が¹⁾、この2月20日に閣議決定され、その後ずっと国会で審議されていた。やっとこの4月5日衆議院本会議で、6月15日参議院本会議で可決、成立し、6月22日に公布された。それに伴いPCB廃棄物処理法政省令²⁾、関連する廃棄物処理法政省令等の改正が公布された³⁾。

目次	
1 . P C B 廃棄物処理関係法令公布	1頁
2 . フロン回収破壊法関連	3頁
3 . 自動車NOx法の改正	5頁
4 . 環境に関する法規制等の最近の動き	6頁
1) 下水道法関係政省令の改正	6頁
2) 浄化槽法の改正	6頁
3) 水道法の改正	7頁
4) グリーン購入基本方針の変更	7頁
5) 放射性物質・危険物の輸送関係告示	7頁
6) 21世紀「環の国」づくり会議報告	7頁
5 . JACOからのお知らせ	8頁

1) ポリ塩化ビフェニルの適正な処理の促進に関する特別措置法(P

C B 廃棄物処理法)(平成13年6月22日、法律第65号)(環境省)(施行期日H13.7.15)

2)

この法律で「ポリ塩化ビフェニル廃棄物」とは、PCB、PCBを含む油又はPCBが塗布され、染み込み、付着し、若しくは封入された物が廃棄物となったもので、この法律の主な点を次に示す。

(1) ポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物の処理計画

環境大臣は、廃棄物処理法の基本方針に即して、PCB廃棄物の確実かつ適正な処理を総合的かつ計画的に推進するため、PCB廃棄物処理基本計画を定め、公表する。(第6条関係)

都道府県知事等は、廃棄物処理計画とPCB廃棄物処理基本計画に即して、その区域におけるPCB廃棄物処理計画を定め、公表する。(第7条関係)

(2) ポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物の確実かつ適正な処理の確保

PCB廃棄物の保管事業者と処分事業者は、毎年度、PCB廃棄物の保管・処分状況を都道府県知事等に届け出る。都道府県知事等はそれを公表する。(第8,9条関係)

保管事業者は、政令で定める期間内に、PCB廃棄物を自らか、委託して処分すること。(第10条関係)

何人も、省令で定める場合のほかは、PCB廃棄物を譲り渡し又は譲り受けしてはならない。(第11条関係)

環境大臣は、PCB製造者等に対し資金の出えん等の協力要請に努める。(第15条関係)

保管事業者がPCB廃棄物を期間内に処分しない場合、環境大臣又は都道府県知事は、期限を定めて、その処分等の措置を命じることができる。(第16条関係)

環境大臣又は都道府県知事は、PCB廃棄物に関し、報告の徴収及び事業場等に立入検査を行なうことができる。(第17,18条関係)

(3) 国会の付帯決議

リスクコミュニケーションによる施設周辺の住民等の理解とその健康管理、施設の設置・維持管理コストの抑制、PCB廃棄物の漏洩対策等に努めること。PCB以外の製造中止有害化学物質についても必要な措置を速やかに講ずること、等を決議した。

この法律は、政令第214号により²⁾、平成13年7月15日に施行された。罰則は両罰規定となっている。今後、PCB廃棄物処理施設への国庫補助要綱、PCB廃棄物収集運搬に関するガイドライン等を策定するという。

2) 環境事業団法の一部を改正する法律(平成13年6月22日、法律第66号)(財務省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省)(施行期日H13.6.22)²⁾

(1) ポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物直轄処理事業の実施

PCB廃棄物の処理体制を確保するため、環境事業団がPCB廃棄物を広域的に処理する事業を新たに追加した。(第18条関係)

(2) ポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物処理基金の設置

PCB廃棄物の処理の円滑な推進のための基金を設置し、それにより処理事業や指定された者への処理費用の助成事業を行う。その基金には、政府・都道府県からの補助金や産業界からの出えん金を充当する。(第35,36条関係)

この法律は、公布の6月22日から施行する。

3) ポリ塩化ビフェニル(PCB)の適正な処理の促進に関する特別措置法施行令(平成13年6月22日、政令第215号)(環境省)(施行期日H13.7.15)²⁾

(1) 法第2条第1項の環境に影響を及ぼすおそれの少ない廃棄物(第1条関係)

PCB廃棄物を処分のために処理したもので、環境省令で定める基準に適合したもの。

(2) 法第10条のPCB廃棄物の処分期間(第2条関係)

保管事業者がPCB廃棄物を処分しなければならない期間は、15年。

(3) 法附則第3条の特別区の長が行う事務のうち、都知事が行う事務(第3条関係)

保管等の届出の受理、保管等の状況の公表、承継の届出の受理、指導・助言、改善命令、報告の徴収及び立入検査である。

4) ポリ塩化ビフェニル(PCB)の適正な処理の促進に関する特別措置法施行規則(平成13年6月22日、環境省第23号)(施行期日H13.7.15)²⁾

(1) 環境に影響を及ぼすおそれの少ない廃棄物の基準(第2条関係)

処理したものに含まれるPCB量の基準は、次のとおりであること。

廃油：0.5mg以下/試料1kg、 廃酸又は廃アルカリ：0.03mg以下/試料1kg、 廃プラスチック類又は金属くず：PCBが付着していない、又は封入されていないこと、 陶磁器くず：PCBが付着していないこと、 ~ 以外の廃棄物：0.003mg以下/試料1kg。

(2) その他、PCB廃棄物処理計画、保管等の状況の届出・公表、改善命令書等の基準・記載事項・様式等を定めている。保管及び処分の状況を、毎年度、前年度分を当該年度の6月30日までに届出する。しかし、今年度は、平成13年7月15日の保管状況を、平成13年8月31日までに届け出ればよい。

5) 廃棄物処理法政省令等の改正

(1) 廃棄物処理法施行令の一部を改正する政令(平成13年7月11日、政令第239号)(環境省)(施行期日H13.7.15)³⁾

法第7条第3項第4号八の生活環境保全を目的とする法令にPCB(ポリ塩化ビフェニル)廃棄物処理法を追加した。(第4条の5関係)

法第15条第1項の産業廃棄物処理施設に、PCB廃棄物分解施設を追加した。(第7条関係)

法第15条第4項の縦覧等を要する産業廃棄物処理施設に、PCB廃棄物の洗浄施設又は分離施設を追加した。(第7条の2関係)

(2) 廃棄物処理法施行規則の一部を改正する省令(平成13年7月11日、環境省令第26号)(施行期日H13.7.15)³⁾

第12条の2第13項の令第7条第12号の2の「廃ポリ塩化ビフェニル等又はポリ塩化ビフェニル処理物の分解施設」から、「ポリ塩化ビフェニル汚染物分解施設」を除き、「ポリ塩化ビフェニル汚染物分解施設の技術上の基準」を、新たに第12条の2第14項とした。

同様に「廃ポリ塩化ビフェニル等又はポリ塩化ビフェニル処理物の分解施設」から、「ポリ塩化ビフェニル汚染物分解施設」を除き、「ポリ塩化ビフェニル汚染物分解施設の維持管理の技術上の基準」を、新たに第12条の7第14項とした。

(3) その他、「廃棄物処理法施行令」、「廃棄物処理法施行規則」、「金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令(S48総理府令第5号)」、「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令第5条第1項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令」³⁾、「産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律第2条第2項に規定する特定施設の整備に関する基本方針の変更」(平成13年7月11日、総務省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省 告示第1号)(H13.7.15から適用)³⁾、「特別管理一般廃棄物又は特別管理産業廃棄物を処分又は再生したことにより生じた廃棄物の埋立処分に関する基準の改正」(平成13年7月11日、環境省告示第41号)(H13.7.15から適用)³⁾、「特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処分又は再生の方法として環境大臣が定める方法の改正」(平成13年7月11日、環境省告示第42号)(H13.7.15から適用)³⁾中の「ポリクロロネイテッドビフェニル」と「PCB」の名称を「ポリ塩化ビフェニル」に変更等を行った。また、「環境大臣が定める方法の改正」(環境省告示第42号)で、PCB汚染物・PCB処理物の処分又は再生の方法の第7,8号を改正し、第7~12号とした。

2. フロン回収破壊法関連

我が国では、「オゾン層保護法」によって、オゾン層破壊物質の生産量と消費量を削減している。特にCFC等のフロン類は、生産が全廃されている。1999年のオゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書第11回締約国会合で、先進国がそれぞれ「CFC管理戦略」を策定し、2001年7月末までにUNEP(国連環境計画)オゾン事務局に提出することを決定した。先進国では、1995年末までにCFCの生産は全廃されたが相当量使用されているので、使用時・廃棄時の排出抑制の管理が重要な課題となっていた。それを踏まえて、フロン類の大気への放出を禁止するとともに、機器廃棄時における適切な回収・破壊処理の実施を義務づける「フロン回収破壊法」が、議員立法でこの6月8日衆議院本会議で、6月15日参議院本会議で可決、成立し、6月22日に公布された。それらの主な点を次に述べる。

1) 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律(フロン回収破壊法)(平成13年6月22日、法律第64号)(経済産業省、国土交通省、環境省)(施行期日 一部を除いてH14.4.1)²⁾

(1) この法律の対象等(第2~8条関係)

対象となるフロン類は、クロロフルオロカーボン(CFC)、ハイドロクロロフルオロカーボン(HCFC)、ハイドロフルオロカーボン(HFC)の3種類。

対象となる特定製品は、第一種特定製品：業務用エアコンディショナー、冷蔵機器、冷凍機器(自動販売機を含む)。第二種特定製品：自動車のエアコンディショナー。

主務大臣は、指針を定め公表する。事業者・製造業者・国民は、指針に従い責務を果たす。

(2) 第一種特定製品からのフロン類の回収(第9~24条関係)

第一種フロン類回収業者(第一種特定製品が廃棄される際にフロン類を回収する業者)は、都道府県知事の登録を受ける。

第一種特定製品を廃棄しようとする者(第一種特定製品廃棄者)は、第一種フロン類回収業者にフロン類を引き渡し、第一種フロン類回収業者はフロン類を引き取り、フロン類破壊業者に引き渡す。その際、フロン類の回収・運搬基準を遵守する。

(3) 第二種特定製品からのフロン類の回収(第25~43条関係)

第二種特定製品引取業者(使用済自動車に係る第二種特定製品を引き取る業者)及び第二種フロン類回収業者は、都道府県知事の登録を受ける。

第二種特定製品廃棄者は、第二種特定製品引取業者にその第二種特定製品を引き渡す。第二種特定製品引取業者は、それに自動車フロン類管理書を添付して第二種フロン類回収業者に引き渡す。第二種フロン類回収業者はそのフロン類を引き取り、自動車フロン類管理書を添付して自動車製造業者等に引き渡す。自動車製造業者等は、その製造等をした自動車に係るフロン類を引き取り、フロン類破壊業者に引き渡す。その際、フロン類の回収・運搬基準を遵守する。

(4) フロン類の破壊(第44~55条関係)

フロン類破壊業者(特定製品に冷媒として充てんされているフロン類の破壊を業とする者)は、主務大臣の許可を受ける。

フロン類破壊業者は、フロン類の引き取りを求められたときは適正な料金を請求して引き取り、破壊基準に従って破壊する。破壊量等を記録等をし、年度ごとに主務大臣に報告する。

(5) 費用負担(第56~62条関係)

第一種フロン類回収業者は、第一種特定製品廃棄者に対し、フロン類の回収等の費用に関し、適正な料金を請求することができる。

第二種フロン類回収業者は、フロン類の回収等に関し、主務大臣が定める基準に従い自動車製造業者等が定め公表する料金を請求する。自動車製造業者等は、その料金を支払うとした。

自動車製造業者等は、自動車を運行の用に供する者に対し、フロン類の回収・破壊等に関する適正かつ公表した料金を請求することができる。

(6) その他、自動車フロン類管理書の保管、フロン類の放出禁止、特定製品製造業者の特定製品への表示、特定製品の整備の際の遵守事項等を定めた。(第63~67条関係)

(7) 検討事項(附則第4,5条関係)

政府は、第二種特定製品について、自動車を運行の用に供する者に対して費用の負担を求める方法について検討し、その結果に基づいて速やかに必要な措置を講じる。

政府は、第二種特定製品からのフロン類の回収・破壊については、自動車リサイクル法(仮称)の検討に当たり、この法律の規定の廃止を含めた見直しを行い、その結果に基づいて速やかに必要な措置を講じる。

政府は、冷媒以外の用途に使用されているフロン類、特に断熱材に含まれるフロン類の回収・破壊等に関する調査研究を速やかに推進し、その結果に基づいて必要な措置を講じる。

この法律は、平成14年4月1日から施行する。ただし、第一種フロン類回収業者の登録及びフロン類破壊業者の許可に係る規定については6月以内、第二種特定製品からのフロン類の回収に係る規定については平成14年10月31日までの間の政令で定める日から施行する。

2) 国家CFC管理戦略(平成13年7月27日発表)(環境省)⁴⁾

環境省の「CFC管理戦略等検討会」と経済産業省産業構造審議会の化学・バイオ部会で、7月末にUNEPに提出する「CFC管理戦略」の案をそれぞれでまとめ、この7月22日に公表した。その後、環境省、経産省が関係省庁と調整を行い、我が国における「国家CFC管理戦略」をまとめ、この7月27日に発表した。その主な点を次に示す。

(1) 戦略の基本的考え方

CFC使用製品・機器の生産から使用、廃棄に至るライフサイクルの中で、CFC使用製品・機器からの漏洩・放出等による大気中への排出を抑制する。

技術的・経済的実現可能性を考慮しつつ、環境保全の観点から支障を生じないようなCFCの代替物質・技術への転換を促進することにより、CFCの使用削減を推進する。

CFC使用製品・機器ごとに、生産、使用、廃棄等の実情を適切に把握するとともに、これを踏まえて、各関係者がそれぞれの適切な役割分担の下で、製品・機器の整備時・廃棄時におけるCFC回収及び回収したCFCの適切な管理・破壊を推進する。

(2) 分野ごとの現状及び取組

冷媒分野では、業務用冷凍空調機器及び自動車のカーエアコンの使用時には、オゾン層保護法に基づき策定された「排出抑制・使用合理化指針」により漏洩化対策を、廃棄時には、「フロン類回収破壊法」により適正なフロン回収破壊の実施を確保する。家庭用冷蔵庫のリサイクル時は、「家電リサイクル法」の適正な施行により確実なフロン回収を図る。

発泡分野では、家庭用冷蔵庫・建材用断熱材の発泡剤は、HCFC、炭化水素等に順次転換されている。使用されているCFCについては、適正かつ能率的な回収・処理技術の早期確立を図る。

CFCの全廃に伴い、洗浄分野では、塩素系洗浄剤、炭化水素系洗浄剤、水系洗浄剤、フッ素系洗浄剤等に、エアゾール分野では、LPG、ジメチルエーテル、HFC等に転換されている。

3 自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(自動車NOx法)の一部を改正する法律(平成13年6月27日、法律第73号)(総務省、法務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省)(施行期日 公布の日から6月以内)⁵⁾

近年の自動車走行量の増大等により、平成12年度末の二酸化窒素に係る大気環境基準の達成が厳しい状況になった。そのため、平成12年4月に環境庁長官から中央環境審議会に対して「今後の自動車排出ガス総合対策のあり方について」の諮問が行われて、平成12年12月に答申があった。

6),1) それを踏まえて自動車NOx法を改正して、窒素酸化物に対する従来の施策を更に強化するとともに、自動車交通に起因する粒子状物質の削減を図ることになった。この3月6日に閣議決定され、6月1日に参議院本会議で、6月19日に衆議院本会議で可決、成立し、6月27日に公布された。改正された主な点を次に述べる。

(1) 題名が「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(自動車NOx・PM法)」に改められた。

(2) 自動車から排出される粒子状物質(PM)等に係る対策

国は、特定の地域(PM対策地域)について、自動車から排出されるPM総量削減基本方針を定める。(第8条関係)

都道府県知事は、特定の地域にあっては、基本方針に基づき自動車から排出されるPM総量削減計画を定め、公告しなくてはならない。(第9条関係)

環境大臣は、自動車から排出されるNOx又はPMが特定の地域の大气汚染の主要な原因となる自動車(政令事項)について、NOx又はPMの排出基準を定めなくてはならない。PM排出の3.5t以下のトラック・バスとディーゼル乗用車に、ガソリン車並みの規制を予定(政省令事項)。(第12条関係)

粒子状物質を対象に加えることにより、対策地域を追加する。名古屋市とその周辺地域の追加を予定(政令事項)。(第6,8条関係)

(3) 事業活動に伴う自動車から排出されるNOx等の排出抑制対策

事業所管大臣は、基本方針に基づき、自動車から排出されるNOx及びPMの排出抑制のための必要措置に関し、事業者の判断基準を定め、公表する。(第15条関係)

都道府県知事は、判断基準を勘案して、事業者に対し必要な指導・助言することができる。(第16条関係)

特定の自動車を一定台数以上使用する事業者は、判断基準に定められたNOx等の排出抑制のための自動車使用管理計画を作成し、都道府県知事に提出し、毎年その実施状況を報告しなければならない。30台以上使用の事業者を予定(政令事項)。(第17,18条関係)

この法律は、公布の日から6月以内に施行する。ただし、車種規制((1))と事業者に対する措置の強化((2))については、1年6月以内に施行する。

4 . 環境に関する法規制等の最近の動き

1) 下水道法関係政省令の改正

平成13年7月1日に水濁法が改正された。⁷⁾ それに合わせ下水の水質基準に、ほう素、ふつ素、アンモニア等が追加され、「下水道法施行令の一部を改正する政令」(13.6.22、政令第213号)(国土交通省、環境省)(施行期日H13.7.1)²⁾、「下水道法施行規則の一部を改正する省令」(13.6.25、国土交通省令第100号)(施行期日H13.7.1)⁸⁾、「下水の水質の検定方法等に関する省令の一部を改正する省令」(13.6.25、国土交通省、環境省令第1号)(施行期日H13.7.1)⁸⁾が改正された。

2) 浄化槽法の一部を改正する法律(平成13年6月27日、法律第74号)(国土交通省、環境省)(施行期日H13.10.1)⁵⁾

浄化槽設備士と浄化槽管理士の試験実施機関の指定基準を法律上明確化し、国の公益法人に対する委託業務の透明化を図るため、浄化槽法改正案が提出され、平成13年6月20日に参議院本会議で可決・成立した。それにより、指定試験機関と指定講習機関の指定基準の明確化、指定試験機関役員と試験委員の秘密保持義務、主務大臣による指定機関に対する監督命令、罰則規定の整備強化、等が定められた。

3) 水道法の一部を改正する法律(H13.7.4、法律第100号)(厚生労働省)(施行期日 公布の日から1年以内)⁹⁾

今回の改正で、水道事業に初めて民間が参入する道が開かれたとされ、水道の管理に関する技術上の業務の、他の水道事業者(地方自治体)や水道用水供給事業者への委託、貯水槽水道設置者の責任の明確化、水道事業統合の手續の簡略化、等が定められた。

4) 環境物品等の調達の推進に関する基本方針の一部の変更(平成13 年7月3日、環境省告示第39号)(H13.7.3公表)¹⁰⁾

この変更は、総理指示による政府の一般公用車の低公害車への切り替えを円滑に進めるため、低公害車の範囲を明確にしたものである。導入の対象となる低公害車は、電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ハイブリッド自動車、及び低排出ガス車認定実施要領に基づいて排出ガス75%低減レベルの基準に適合するものと認定され、かつ、省エネ法に基づく燃費基準(トップランナー基準)を満足する自動車、である。

5) 放射性物質・危険物の輸送関係の告示

1996年版の国際原子力機関(IAEA)安全基準「放射性物質安全輸送規則」を受け、そして臨界事故も考慮して、「船舶による危険物の運送基準等を定める告示の一部を改正する告示」(H13.6.27、国土交通省告示第1103号)(施行期日H13.7.1)¹¹⁾、「船舶による放射性物質等の運送基準の細目等を定める告示の一部を改正する告示」(H13.6.27、国土交通省告示第1104号)(施行期日H13.7.1)¹¹⁾、「放射性同位元素等車両運搬規則の細目を定める告示」(H13.6.28、国土交通省告示第1106号)(施行期日H13.7.1)¹²⁾、「核燃料物質等車両運搬規則の細目を定める告示」(H13.6.28、国土交通省告示第1107号)(施行期日H13.7.1)¹²⁾、「航空機による放射性物質等の輸送基準を定める告示」(H13.6.26、国土交通省告示第1094号)(施行期日H13.7.1)¹³⁾が公布された。また、「航空機による爆発物等の輸送基準等を定める告示の一部を改正する告示」(H13.6.26、国土交通省告示第1093号)(施行期日H13.7.1)¹³⁾も公布された。

6) 21世紀「環の国」づくり会議報告¹⁴⁾

この会議は、この3月森前首相が主宰して、全閣僚と10名の有識者で構成され、21世紀において、「大量生産・大量消費・大量廃棄」の社会から「持続可能な簡素で質を重視する」社会への転換を図り、地球と共生する「環の国」日本を実現するため、「環の国」の基本的なあり方や実現へ向けた施策を検討することを目的にして設けられた。これまでの5回の会議での議論をまとめて、この7月10日に報告した。特に目新しいものはないが、主な点を述べる。

(1) 地球の環 地球と共生する「環の国」づくり

地球温暖化防止のため、化石燃料を原子力や自然エネルギーに転換することが重要。

(2) 環境と経済の環 環境産業革命を目指して

企業のISO14001の取得や環境パフォーマンスを評価し、企業の環境保全活動状況の環境報告書での公表を制度化し、環境先進企業の製品や株式を、国民が自主的に選択するようにさせる。

(3) 物質循環の環 ゴミゼロ作戦による循環型社会の実現

循環型社会のための社会システム・社会資本の整備、静脈産業の育成により、社会活動が市場経済原理に沿って行われ、自ずからリデュース、リユース、リサイクル、廃棄物処理が円滑に行われるようにする。

(4) 生態系の環 自然と共生する社会の実現のために

順応的な生態系管理手法による生物多様性の確保と自然再生型公共事業の推進を行う。

(5) 人と人の環 人々が協働する「環の国」づくり

環境教育・学習による環境倫理を確立し、住民、企業、NPO、研究者、行政が連携して推進する。

引用文献

- 1) JACOネットワーク月報, 2001年3月号(2001.3.1)
- 2) 官報(号外第127号)(4分冊の1)(H13.6.22)
- 3) 官報(号外第144号)(3分冊の1)(H13.7.11)
- 4) 環境省: 国家CFC管理戦略(H13.7.27)
- 5) 官報(号外第131号)(H13.6.27)
- 6) JACOネットワーク月報, 2000年11月号(2000.11.1)
- 7) JACOネットワーク月報, 2001年7月号(2001.7.2)
- 8) 官報 第3143号(H13.6.25)
- 9) 官報(号外第138号)(H13.7.4)
- 10) 官報 第3149号(H13.7.3)
- 11) 官報(号外第132号)(4分冊の1)(H13.6.27)
- 12) 官報(号外第133号)(4分冊の1)(H13.6.28)
- 13) 官報(号外第130号)(3分冊の1)(H13.6.26)
- 14) 環境省総合環境政策局総務課: 21世紀「環の国」づくり会議報告(H13.7.10)

問合せ先: 技術部 大野(正)
F A X : (03)5572-1730
E- mail : ohnom@jaco.co.jp

5 . J A C Oからのお知らせ

環境・品質審査員研修コース(5日)で、8月以降のまだ余裕のあるコースは次の通りです。

ISO 14001コース	東京会場	大阪会場
9月17日(月) ~ 21日(金)	10月15日(月) ~ 19日(金)	8月27日(月) ~ 31日(金)
10月 1日(月) ~ 5日(金)		9月25日(月) ~ 10月1日(金)
		10月9日(月) ~ 15日(金)

ISO 9001コース 東京会場 8月27日(月) ~ 31日(金) 大阪会場 9月17日(月) ~ 21(金)

(詳細は、技術部の 井上、平賀まで)

インターネットによる教育・研修サービス「環境マネジメントシステム規格の解説コース」

(ご利用開始日は随時,1ヶ月間有効)

(お問合わせ E-mail : qa@